

南相馬市病院事業の設置等に関する条例の一部改正（素案） に係るパブリックコメント手続の実施について

1 条例改正の趣旨

平成 31 年 3 月に策定しました「南相馬市立病院病床再編計画」に基づき、小高病院の一部病床を総合病院に移管するとともに、小高病院を廃止するため、必要な条例改正を行うものです。

2 市立病院病床再編の概要

総合病院が相双医療圏の基幹病院として役割を果たすため、現在提供している医療・病床（230床）を維持・強化しながら、小高病院の一部病床（現在99床のうち70床）を総合病院に移管し、相双医療圏で不足している回復期等の病床機能を新たに追加するものです。

また、小高病院については、上記のとおり小高病院の一部病床を総合病院に移管することに合わせ、廃止するものです。

変更前	市立総合病院 230床（一般病床 170床、特例救急病床 10床、 特例リハビリテーション病床 50床） 市立小高病院 99床（一般病床 48床、療養病床 51床） 計 329床
変更後	市立総合病院 300床（一般病床 250床、療養病床 50床） 市立小高病院 0床（廃止） 計 300床

3 条例改正の概要

(1) 条例改正の内容

市立病院病床再編に伴う条例改正

【総合病院の病床数に関する規定の改正】

第3条第3項の別表第3の「一般病床 170床、特例救急病床 10床及び特例リハビリテーション病床 50床」を「一般病床 250床及び療養病床 50床」に改める。

【小高病院の名称、位置、診療科目及び病床数に関する規定の削除】

第2条の別表第1から「南相馬市立小高病院」及び「南相馬市小高区東町三丁目8番地」を削除する。

第3条第2項の別表第2から「南相馬市立小高病院」及び「内科、小児科、外科、整形外科、眼科、放射線科、リハビリテーション科」を削除する。

第3条第3項の別表第3から「南相馬市立小高病院」及び「一般病床 48床、療養病床 51床」を削除する。 【次頁に続きます】

その他必要な条例改正

【総合病院の診療科目に関する規定の改正】

第3条第2項の別表第2の「消化器科」を「消化器内科」に、「循環器科」を「循環器内科」に改めるとともに、同別表に「血液内科、呼吸器内科、脳神経内科、心臓血管外科、心療内科、皮膚科、腎臓内科、精神科、その他市長が定める診療科目」を追加する。

(2) 条例の施行日

令和元年11月1日(予定)

4 条例改正等に向けた今後の主なスケジュール(予定)

	日付	項目
1	7月12日(金)	鹿島区地域協議会(報告)
2	7月18日(木)	小高区地域協議会(報告)
3	7月19日(金)	原町区地域協議会(報告)
パブリックコメント7月17日(水)～8月5日(月)		
4	8月上旬	鹿島区地域協議会(諮問)
5	8月上旬	小高区地域協議会(諮問)
6	8月上旬	原町区地域協議会(諮問)
7	8月上旬	南相馬市立病院運営審議会(諮問)
8	9月	市議会定例会
9	議決後	病院開設許可事項の変更許可申請・許可等
10	11月1日	施行

5 意見の提出方法

意見提出の書式は自由です。

住所、氏名、電話番号を明記のうえ、提出は窓口へ持参するか郵送またはファックス、電子メールなどで提出してください。

(法人又は団体の場合は、名称、住所地及び代表者を明記してください。)

6 意見等の提出期限・公表期間

7月17日(水)～8月5日(月)

7 素案の公表場所（閉庁日・休館日を除く）

市立総合病院総合受付、市立小高病院待合室（市立総合病院附属小高診療所待合室）、市役所市民課、各区役所、各生涯学習センター、市民情報交流センター、市ホームページ

8 提出先・問い合わせ

〒975-0033 南相馬市原町区高見町二丁目5-4番地の6

総合病院経営管理課経営企画係 23-2560 Fax 22-8853

電子メール sogo-hp-keiei@city.minamisoma.lg.jp

以上